解散公告（第三回）

当法人は平成二十四年五月十一日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉一丁目一〇番四号

宗教法人日本観音教会

清算人　軒名　敏子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内九一三番地

社団法人小河内保郷会

代表清算人　左倉　義己

解散公告（第三回）

当法人は平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

鳥取県鳥取市扇町二一番地

財団法人鳥取県高等学校教育振興会

代表清算人　寺谷　節男

解散公告（第三回）

当組合支部は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

鳥取県鳥取市南栄町七〇―二

日立金属労働組合鳥取支部

清算人　井関　泰政

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

山口県防府市寿町七番一号

財団法人防府市住宅協会

代表清算人　松浦　正人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

山口県宇部市琴芝町二丁目四番二〇号宇部市総合福祉会館内

財団法人宇部市母子寡婦福祉連合会

清算人　野村　夏子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月四日

高知県吾川郡仁淀川町竹ノ谷六一二番地

財団法人仁淀川町ふるさと体験センター

代表清算人　宇賀　孝敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道二海郡八雲町栄浜一七九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長谷川憲二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

事務所北海道二海郡八雲町富士見町二一番地一

相続財産管理人　弁護士　森田　了導

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市下増田字屋敷七三番地三、最後の住所宮城県名取市下増田字屋敷七三番地の三

被相続人　亡　櫻井　春一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

仙台市青葉区一番町一丁目四番三〇号

相続財産管理人　弁護士　伊藤　佑紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市大倉沢字松ノ木七番地最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齊藤　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

秋田県由利本荘市美倉町二七番地一、二階

相続財産管理人　弁護士　塚本　祐文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸一一七〇番地、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸九六四番地の一九

被相続人　亡　根岸　治好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階A―五

相続財産管理人　弁護士　湯澤　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市中宮地町四八三一番地、最後の住所埼玉県秩父市中宮地町一〇番一七号

被相続人　亡　山中峯太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

埼玉県秩父市宮側町一七番三号福田ビル一階

相続財産管理人　司法書士　五十嵐正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市八幡三丁目一七〇二番地、最後の住所千葉県松戸市八ケ崎五丁目三六番地の一六

被相続人　亡　新井　完司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

千葉県松戸市松戸二〇六三―一三江戸川ハイツ三〇二号田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区加美正覚寺三丁目一番、最後の住所横浜市都筑区牛久保西三丁目五番二二号グリーンヒルズE―一

被相続人　亡　田中かおり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階

相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市北安田町一〇八九番地、最後の住所石川県白山市宮永市町八二九番地三

被相続人　亡　太田　清介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月四日

石川県金沢市大手町一五番三二号アイビーガーデン大手町三〇三号金沢みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酢谷　昌司